

○金沢大学能美学舎利用細則

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 190 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、金沢大学能美学舎規程第 6 条の規定に基づき、金沢大学能美学舎(以下「学舎」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 学舎は、金沢大学(以下「本学」という。)の学生及び教職員で、次の各号のいずれにも該当するものが団体に研修を行うために利用するものとする。

(1) 原則として 5 人以上であること。

(2) 研修計画を有し、かつ、団体の代表責任者を有すること。

2 前項の利用を妨げない限度において、金沢大学能美学舎長(以下「学舎長」という。)が適当と認めた者に利用させることができる。

(利用期間)

第 3 条 学舎の利用期間は、原則として 4 泊 5 日以内とする。

(利用の優先)

第 4 条 学舎の利用に当たっては、本学の学生及び教職員を優先するものとする。

(利用の申込み及び許可)

第 5 条 学舎を利用しようとする者は、別に定める利用申込書、利用申込者名簿及び研修計画書を、利用開始予定日の属する月の前々月の初日から利用開始予定日の 15 日前までに金沢大学学務部学務課に提出し、学舎長の許可を受けるものとする。

2 学舎長は、学舎の利用を許可した場合は、利用を許可された者(以下「利用者」という。)に別に定める利用許可書を送付するものとする。

3 利用者は、その利用の取消し又は利用期間若しくは人員の変更をしようとするときは、その利用開始予定日の 7 日前までに取消し又は変更の許可を受けるものとする。

(使用料)

第 6 条 利用者は、次の使用料を前納しなければならない。ただし、利用者が本学の学生及び教職員の場合は、使用料を徴収しない。

(1) 集会利用の場合 1 人 1 日 270 円 (消費税を含む。)

(2) 宿泊の場合 1 人 1 泊 540 円 (消費税を含む。)

2 前項に定めるもののほか、宿泊する利用者は、1 人 1 回につき寝具使用料 360 円 (消費税を含む。)を前納しなければならない。

(利用許可の取消し)

第7条 学舎長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(補償責任)

第8条 学舎は、前条の規定による利用許可の取消しによって生じた利用者の損害については、補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 利用者が故意又は重大な過失により施設又は備品等を損傷し又は紛失した場合は、遅滞なく原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第10条 利用者は、別に定める学舎利用者心得を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、学舎の利用に関し必要な事項は、金沢大学学生生活委員会の議を経て、学舎長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。